



參考資料

平成19年12月7日



<目次>

○ 再送信を取り巻く環境の変遷	2
1 再送信に関する制度関係	3
2 地上放送による放送対象地域関係	13
3 著作権制度関係	20
4 その他	25



再送信を取り巻く環境の変遷

	有線テレビジョン放送法制定時 (S47(1972))	裁定制定時 (S61(1986))	現在 (H19(2007))
CATVの経営状況	<ul style="list-style-type: none"> 世帯普及率は約3%。 CATVは小規模で再送信。 自主放送を行う施設は3。 當利法人は許可施設のうちの約2割(約30/150) (S49)。 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯普及率は約12%。 CATVは小規模で再送信のみを行うものが多数。地元事業者要件等による地域限定的な事業展開。 自主放送を行う許可施設は98。 當利法人は許可施設のうちの約2.5割(約140/550)。 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯普及率は約40%※1。 規制緩和により、CATVの大規模化、事業者間連携、全国展開のMSO等が進展、ISPを含む多様なサービスの提供。 自主放送を行う許可施設は704。 當利法人は許可施設のうちの約5割(約940/1,840)。
地上放送の普及状況		<ul style="list-style-type: none"> 當利目的のCATV許可施設の経常収入は約100億円(S62年度)。 民放事業者の経常収入は約1兆3,500億円(S62年度)。 CATV/民放の経常収入の比率は約1%(S62年度)。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主放送を行うCATV許可施設(當利法人)の営業収益は約6,500億円(ISP事業その他含む。H18年度)。 地上民放事業者の営業収益は約2兆6,000億円(H18年度)。 CATV/民放の営業収益の比率は約25%(H18年度)。
他の映像サービスの提供状況	<ul style="list-style-type: none"> 4ch以下 35県(全世帯の約59%) 3ch以下 27県(全世帯の約33%) 2ch以下 23県(全世帯の約27%) 	<ul style="list-style-type: none"> 4ch以下 29県(全世帯の約41%) 3ch以下 22県(全世帯の約22%) 2ch以下 17県(全世帯の約16%) 	<ul style="list-style-type: none"> 4ch以下 27県(全世帯の約30%) 3ch以下 14県(全世帯の約11%) 2ch以下 5県(全世帯の約3%)
コントラスト		<ul style="list-style-type: none"> NHKBS試験放送開始(S59) 契約数…約42万件(H1) CS放送開始(H4) 	<ul style="list-style-type: none"> NHKBS契約数…約1,300万件 スカイパーフェクTV契約数…約360万件 IPマルチキャスト放送契約数…約23万件 ブロードバンドを利用した映像配信サービスの進展(例:Gyaoの視聴登録者数約1,200万人(H18))
発達の拡大段階	<ul style="list-style-type: none"> NTT企業向け専用回線(48kbps) 東京～大阪間回線基本料 <u>210万円/月</u>※2 (S50) 	<ul style="list-style-type: none"> NTT企業向け専用サービス(64kbps) 東京～大阪間回線基本料 <u>110万円/月</u>※2 	<ul style="list-style-type: none"> NTTコム企業向け専用サービス(64kbps) 東京～大阪間回線基本料 <u>約11万円/月</u>※2
※1現在の世帯普及率は、自主放送を行う許可施設分のみ。		※2約410kmで計算	
(注)特に時期の記載がない数字はそれぞれS47,S61,H19のもの			



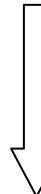
1 再送信に関する制度関係



再送信同意規定等に関する経緯等

昭和47年： 有線テレビジョン放送法が成立

(放送事業者の放送の意図がその意に反し、害され又は歪曲されないことを担保するため、再送信同意制度を導入(国会修正によりあっせん制度が追加))



- ・主に地元放送局の了解が得られないため、区域外再送信を拒否する事例が発生
- ・あっせん制度が十分に機能せず

昭和61年： 有線テレビジョン放送法改正

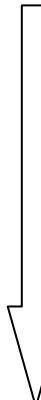
(あっせん制度を廃止し、裁定制度を導入)

昭和62年： 大臣裁定 → 同意すべき旨裁定

(山陰ケーブルビジョン(株)と(株)サンテレビジョン)

平成5年： 大臣裁定 → 同意すべき旨裁定

(高知ケーブルテレビ(株)とテレビせとうち(株))



- ・平成15年頃～ 地上デジタル放送の開始に向け、区域外再送信問題が各地で表面化
- ・平成18年9月 総務省から、民放事業者及びケーブルテレビ事業者に、地上デジタル放送の区域外再送信に関する個別協議の促進を文書で要請
- ・平成18年12月 全国都道府県庁所在地で地上デジタル放送開始

平成19年3月： 大分のケーブルテレビ事業者4社が福岡民放4社を対象に裁定を申請



有線テレビジョン放送法の目的(第1条)

有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営を適正ならしめることによつて、有線テレビジョン放送の受信者の利益を保護するとともに、有線テレビジョン放送の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。



再送信同意及び裁定に関する規定

有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)(抄)

(再送信)

第13条 有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者は、第三条第一項の許可に係る施設を設置する区域の全部又は一部が、
テレビジョン放送(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。)の受信の障害
が相当範囲にわたり発生し、又は発生するおそれがあるものとして総務大臣が指定した区域内にあるときは、その指定した区域においては、当該施設を設置する区域の属する都道府県の区域内にテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送(テレビジョン放送の電波に重畠して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送であつて、テレビジョン放送に該当しないものをいう。以下同じ。)を行う放送局(放送法第二条第三号に規定する放送局をいう。)を開設しているすべての放送事業者(放送法第二条第三号の二に規定する放送事業者をいう。以下同じ。)のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者(放送法第2条第3号の4に規定する受託放送事業者を除く。以下この条において同じ。)又は電気通信役務利用放送事業者(電気通信役務利用放送法第2条第3項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下この条において同じ。)の同意を得なければ、そのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送(委託して行わせるもの及び電波法(昭和25年法律第131号)第5条第5項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。以下この条において同じ。)又は電気通信役務利用放送を受信し、これらを再送信してはならない。ただし、前項の規定により有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を再送信するときは、この限りでない。

3 有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送事業者となろうとする者を含む。)は、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に対し、前項本文の同意(以下単に「同意」という。)につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることのできないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。

4 総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

5 総務大臣は、前項の放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者がそのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

6 同意をすべき旨の裁定においては、第三項の申請をした者が再送信することができるテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送、その者が再送信の業務を行うことができる区域及び当該再送信の実施の方法を定めなければならない。

7 総務大臣は、第三項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

8 第六項の裁定が前項の規定により当事者に通知されたときは、当該裁定の定めるところにより、当事者間に協議が調つたものとみなす。

再送信同意(法第13条第2項)①



有線テレビジョン放送法（昭和47年7月1日法律第114号）

第13条（略）

2 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者（放送法第2条第3号の4に規定する受託放送事業者を除く。以下この条において同じ。）又は電気通信役務利用放送事業者（電気通信役務利用放送法第2条第3項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下この条において同じ。）の同意を得なければ、そのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送（委託して行わせるもの及び電波法（昭和25年法律第131号）第5条第5項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。以下この条において同じ。）又は電気通信役務利用放送を受信し、これらを再送信してはならない。ただし、前項の規定により有線テレビジョン放送施設たる有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を再送信するときは、この限りでない。

3～8（略）

立法趣旨

- 再送信同意制度の趣旨については、有線テレビジョン放送法案が審議された昭和47年5月18日の衆議院通信委員会において、阿部未喜男委員の質問に対し、当時の藤木電波監理局長から、「この同意の問題は、現在の有線放送業務の運用の規正に関する法律というものがございまして、これをそのまま持ってきたわけありますが、…」と答え、有線テレビジョン放送法の同意制度が有線放送業務の運用の規正に関する法律の同意制度と同じ趣旨で、設けられたことを明らかにしている。
- 他方、有線放送業務の運用の規正に関する法律案が審議された昭和26年3月26日の参議院電気通信委員会においては、鈴木恭一参議院議員と提案者である高塩三郎衆議院議員との間で次のような質疑応答があった。

《第10回国会 参議院電気通信委員会（昭和26年3月26日）》

鈴木恭一君「その次は第5条の再送信の同意の問題でございます。これは放送法の第6条と同じ趣旨であると考えます。第6条は、著作権の保護の規定ばかりでなく、その編集が再送信の際に歪曲されるということに対する保護、こう我々は解釈しております。そこで放送協会の共同聴取の場合でも、放送が中断されるような施設のある場合に、この規定の存在の意義がある、こう解釈してよろしうございますか。」

高塩三郎君「大体その通りでございますが、なお付け加えて御説明申し上げますが、第5条の再送信の同意に関する規定で、NHKをも含めた無線放送事業者の同意を要することといたしましたのは、中継、特に録音中継の場合における放送著作権の保護と、いわゆるこまぎれ放送による権利の侵害を防止するためであります。」

- 以上の国会での議論は、有線テレビジョン放送法第13条第2項が、再送信の際に放送元の放送事業者の編集内容が変更されること等を防止すること、すなわち、放送事業者の放送の編集意図がその意に反し、侵害され又は歪曲されないことを担保するための制度であることを明らかにしているものと解される。

再送信同意(法第13条第2項)②



参考①

- 過去の裁定においては、再送信同意制度の趣旨について、以下のとおり解している。

《昭和62年裁定（昭和62年郵放有第32号）》 ※山陰ケーブルビジョン株とサンテレビジョンの事例

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図ることとし、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

(以下略)

《平成5年裁定（平成5年郵放有第13号）》 ※高知ケーブルテレビ株とテレビせとうち株の事例

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

(以下略)

《平成19年裁定（平成19年総情域第157号）》 ※大分ケーブルテレコム株とアル・ケー・ピー株の事例等

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意団が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

再送信同意(法第13条第2項)③



参考②

「放送法」（昭和二十五年法律第二百三十二号）

第六条 放送事業者は、他の放送事業者(受託放送事業者を除く。)又は電気通信役務利用放送事業者(電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下同じ。)の同意を得なければ、その放送(委託して行わせるものを含む。)又は電気通信役務利用放送(同条第一項に規定する電気通信役務利用放送をいう。以下同じ。)を受信し、これらを再放送してはならない。

「有線放送業務の運用の規正に関する法律」（昭和二十六年法律第二百三十五号）【現行「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律】

＜新規制定時＞

第五条 有線放送の業務を行う者は、同意を得なければ、放送事業者の放送を受信しこれを再送信してはならない。

＜現行＞

第五条 有線ラジオ放送の業務を行う者は、ラジオ放送事業者(放送法第二条第三号の二に規定する放送事業者の中同条第三号の四に規定する受託放送事業者以外のもの及び電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。)の同意を得なければ、そのラジオ放送(委託して行わせるものを含む。)を受信し、これを再送信してはならない。

「電気通信役務利用放送法」（平成十三年法律第八十五号）

第十二条 電気通信役務利用放送事業者は、他の電気通信役務利用放送事業者又は放送事業者(放送法第二条第三号の二に規定する放送事業者をいい、同条第三号の四に規定する受託放送事業者を除く。第十五条において同じ。)の同意を得なければ、その電気通信役務利用放送又は放送(同法第二条第一号に規定する放送をいい、委託して行わせるもの及び電波法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。第十五条において同じ。)を受信し、これらを再送信してはならない。



裁定(法第13条第3項等)

有線テレビジョン放送法（昭和47年7月1日法律第114号）

第13条（略）

2（略）

3 有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送事業者となるとする者を含む。）は、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に対し、前項本文の同意（以下単に「同意」という。）につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。

4～8（略）

立法趣旨

- 裁定制度の立法趣旨については、裁定制度を導入した昭和61年の第104回国会で以下のとおり答弁されているとおり、再送信をめぐる問題について、あっせん制度が機能しなかったためと考えられる。

《第104回国会 衆議院遞信委員会（昭和61年4月23日）佐藤郵政大臣答弁》

「CATVが多チャンネルの特性を持って、地域住民、国民のニーズに応じていくという大きな要望を背負っていることは言うまでもございません。ところが、このCATVが放送事業者との関連において、放送事業者の方は必ず同意をしてもらいたいという意見、CATVの事業者は同意なしでやっていきたい、こういう意見の対決が去年、おととしくらいから明確に表にしてまいりました。したがって各地域においてトラブルが発生して、なかなかあっせんというだけでは解決できないという現実の面が出てまいりましたので、裁定という法的根拠を、公平に行う手段として今度の法改正をしたわけでございまして、その実施に当たっては、民間同士で話すことが第一義である、いわゆる伝家の宝刀的なこの裁定というものは極力避けていきたい、しかしどうにもならないというときには、双方の意見を十分に公平に判断した上で所定の手続をとって裁定を持っていく、こう基本的に考えた次第でございます。」

《第104回国会 衆議院遞信委員会（昭和61年4月23日）森島政府委員答弁》

「裁定は個々の具体的な事案につきまして、両当事者の意見を個別に聞きながら行うものでございますけれども、恣意的なことがあってはならないという点で、その点は御指摘のとおりでございます。

いろいろなケースを考えますが、共通する一応の判断の目安というようなものを五点申し上げますと、放送番組が放送事業者の意図に反して一部カットして再送信されるというような場合、それから放送事業者の意に反して番組が異時再送信と申しますか、同時にない再送信が行われるような場合、それから再送信のチャンネルが別の番組に使われて混乱を起こすことがあるような場合、それからCATVの施設が確実に設置できるというような見通しかないと、そういうCATV事業者としての適格性に問題があるような場合、あとCATV側の技術レベルに問題があるような場合、こういったことが一応判断の目安になるというように考えております。」



裁定(法第13条第3項等)

有線テレビジョン放送法（昭和47年7月1日法律第114号）

第13条（略）

2～4（略）

5 総務大臣は、前項の放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者がそのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

6～8（略）

◆「正当な理由」とは、放送事業者の放送の意図がその意に反し、害され又は歪曲されないことを担保するという再送信同意制度の趣旨に適うものとして、次のような場合にそれが認められることとされている。

《第104回国会衆議院通信委員会（昭和61年4月23日）で表明》

- ①放送番組が放送事業者の意に反して、一部カットして放送される場合
- ②放送事業者の意に反して、異時再送信される場合
- ③放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
- ④ケーブルテレビの施設が確実に設置できるという見通しがない、施設設置の資金的基礎が十分でない等、ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題があるとされる場合
- ⑤ケーブルテレビの受送信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない場合



日本国憲法

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

○2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

○2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

○3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。



2 地上放送における放送対象地域関係



放送対象地域の概要(1)

放送対象地域の概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第2条の2第2項)のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して、放送普及基本計画において規定(放送法第2条の2第3項)。

放送対象地域の意義

(1) 放送系の数の目標

放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 「あまねく受信」の範囲

一般放送事業者:「放送対象地域において、当該放送があまねく受信できるように努めるものとする。」(放送法第2条の2第6項)

NHK:「中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない。」(同法第9条第5項)

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

- ① 放送の主体(NHK、放送大学学園、一般放送事業者)
- ② 放送の種類(テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等)

等に基づき設定

(2) 具体例（地上アナログテレビジョン放送）

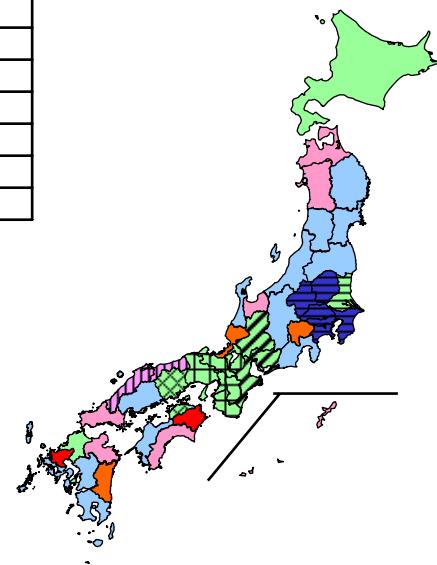
- ① NHK
関東広域圏、近畿広域圏にある県を除く各道府県
- ② 放送大学学園
関東広域圏

③ 一般放送事業者

- 広域圏 : 関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
- 複数の県域 : 鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
- その他 : 上記以外の各都道府県

視聴可能 チャンネル数	都道府県数	世帯 カバー率
6チャンネル(紺)	6	31.9%
5チャンネル(緑)	14	38.1%
4チャンネル(青)	13	19.2%
3チャンネル(桃)	9	7.5%
2チャンネル(橙)	3	2.1%
1チャンネル(赤)	2	1.2%

関東広域圏:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の各区域を併せた区域
近畿広域圏:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域
中京広域圏:岐阜県、愛知県及び三重県の各区域を併せた区域
岡山県及び香川県の各区域を併せた区域
鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域



※ 世帯カバー率は、総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」(平成18年3月31日現在)を基に算出



放送対象地域の概要（2）

放送法上の関係条文

第二条の二 総務大臣は、(中略) 放送普及基本計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 放送普及基本計画には、(中略) 次の事項を定めるものとする。

- 一 (略)
- 二 (中略) 中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の総務省令で定める放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(以下「放送対象地域」という。)
- 三 放送対象地域ごとの放送系(同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる放送局の総体をいう。以下この号において同じ。)の数(受託放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送することのできる放送番組の数)の目標
- 3 放送普及基本計画は、第九条第一項、第二項第一号及び第五項に規定する事項、電波法第七条第三項の放送用割当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的情的社會的文化的諸事情その他の事情を勘案して定める。
- 4~6 (略)

テレビジョン放送に係る放送対象地域と放送対象地域ごとの放送系の数の目標

放送の区分			放送対象地域	放送系の目標
NHKの放送	総合放送	広域放送	関東広域圏(注1)	1
		県域放送	関東広域圏に属する県を除く道府県の各区域(注1)	放送対象地域ごとに1
	教育放送	全 国		1
放送大学学園の放送	大学教育放送		関東広域圏(注2)	1
一般放送事業者の放送	総合放送	広域放送	関東広域圏	5
			中京広域圏及び近畿広域圏の各区域	放送対象地域ごとに4
		県域放送	北海道及び福岡県の各区域並びに岡山県及び香川県の各区域を併せた区域	放送対象地域ごとに5
			岩手県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、石川県、長野県、静岡県、広島県、愛媛県、長崎県、熊本県及び鹿児島県の各区域	放送対象地域ごとに4
			青森県、秋田県、富山県、山口県、高知県、大分県及び沖縄県の各区域 並びに鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域	放送対象地域ごとに3
			福井県、山梨県及び宮崎県の各区域	放送対象地域ごとに2
			栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び佐賀県の各区域	放送対象地域ごとに1

(注1)デジタル放送に限り、関東広域圏には茨城県を含まない。

(注2)関東広域圏のうち授業実施予定地域。

(参考)放送普及基本計画(昭和63年郵政省告示660号)

第1 放送の置局(受託国内放送及び受託内外放送にあっては、受託国内放送及び受託内外放送を行う放送局の置局及び委託放送業務。以下同じ。)に関して定める指針及び基本的事項

1 放送を国民に最大限に普及させるための指針

(1) 国内放送の普及

ア 地上系による放送

(エ) テレビジョン放送

　A デジタル放送以外の放送

　協会の放送については、総合放送及び教育放送各1系統の放送、学園の放送については、大学教育放送1系統の放送並びに一般放送事業者の放送については、総合放送

4系統の放送が全国各地域(学園の放送にあっては授業実施予定地域)においてあまねく受信できること。ただし、全国的主要地域において行う一般放送事業者の放送につい

ては、5系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。

(以下略)

マスメディア集中排除原則と放送対象地域(1)



放送法 第1条（目的）

放送が健全な民主主義の発達に
資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、
その効用をもたらすことを保障すること

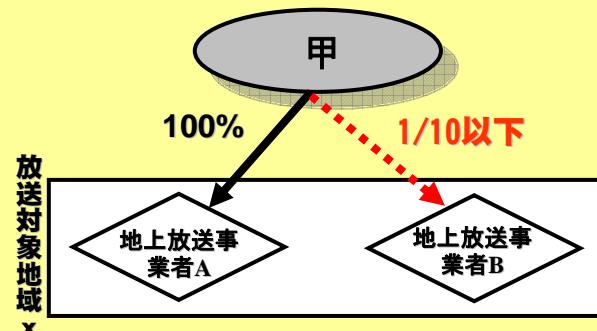
放送法 第2条の2（放送普及基本計画）

放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、
放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

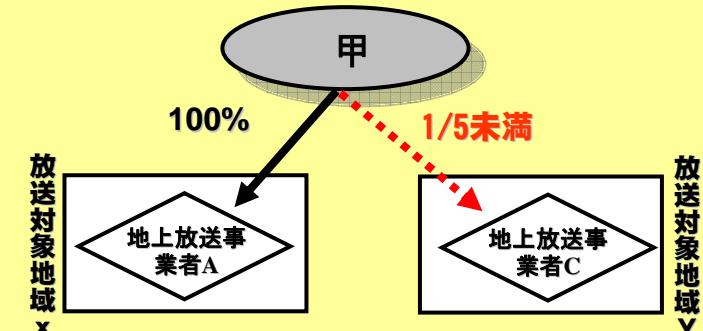
一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限
多元性、多様性、地域性の三原則を実現

（例）地上放送事業者を支配する者が、他の地上放送事業者に出資等を行おうとする場合の原則

(i) 当該地上放送事業者が同じ放送対象地域にある場合



(ii) 当該地上放送事業者が異なる放送対象地域にある場合



マスメディア集中排除原則と放送対象地域(2)

16年改正の概要(隣接地域の出資比率緩和関係)



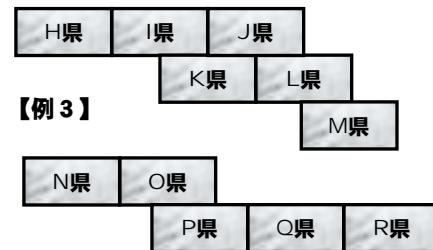
- 隣接地域のローカル局相互の連携の場合、7地域までの連携が可能

複数の放送対象地域が地理的に接しながら連なっているよう
な下の例はすべて連携可能 (※キー局は対象外)

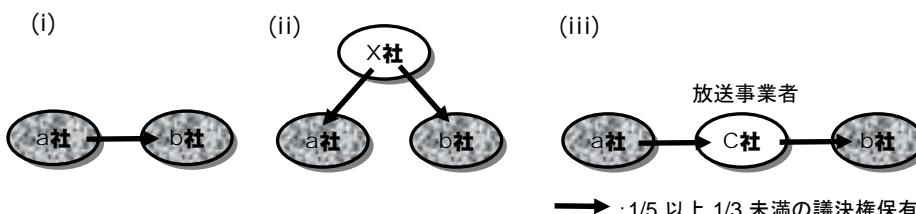
【例 2】



【例 3】



「連携」とは、放送事業者a、bの間に、次の(i)から(iii)のような議
決権の保有関係がある場合をいう



- 連携の対象となる地域すべてがそのうちのいずれか一つの地域に隣接する場合、兼営が可能

「すべてがそのうちのいずれか一つの地域に隣接している場
合」にあたる例 (※関東、中京、近畿広域圏局は対象外)

【例 1】



放送対象地域であるA～E県が上
のような地理的な位置関係にある
場合、B県に着目すると「すべてが
そのうちのいずれか一つの地域
(上図ではB県)に隣接している地
域」にあたることになる

【例 2】



放送対象地域であるW～Z県が
上図のような地理的な位置関係
にある場合、Y県に着目すると
「すべてがそのうちのいずれか
二つの地域(上図ではY県)に隣
接している地域」にあたることに
なる。

【参考】「すべてがそのうちのいずれか一つの放送対象地域に隣接している
場合」にあたらない例



放送対象地域であるL～O県が左
図のような地理的な位置関係にあ
る場合は、いずれの県に着目しても
「すべてがそのうちのいずれか一つ
の地域に隣接している地域」にあ
たないことになる。

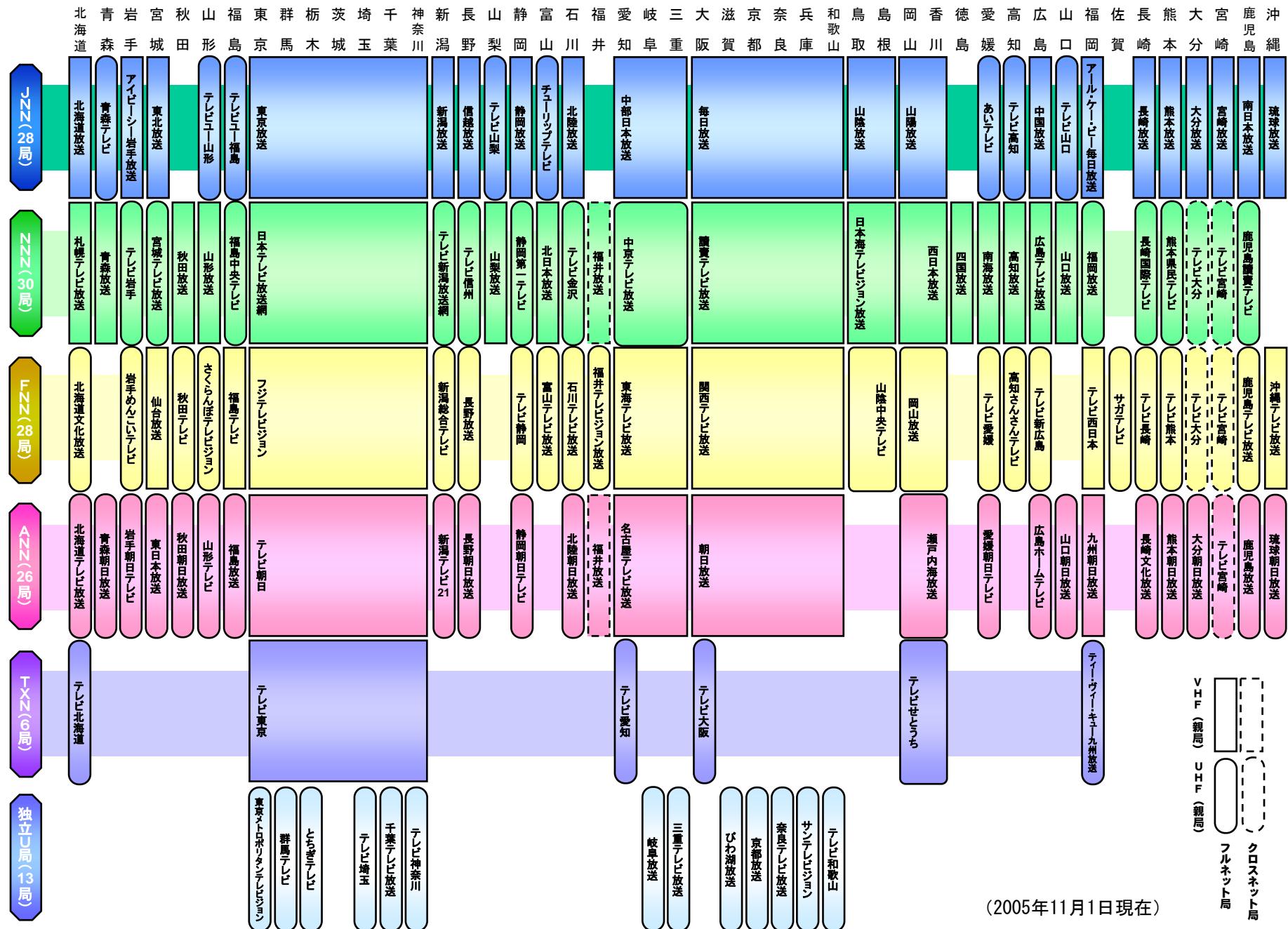
※ 地域的な関連性が密接であるものとして別に定める場合も
兼営まで可能 (東北全県、九州全県、九州全県+沖縄県)

※ 海域を挟んで最も近い特定の放送対象地域間は「隣接」として扱う。

北海道と青森県、千葉県と神奈川県、広島県と愛媛県、福岡県と山口県、兵庫県と徳島県、長崎県と熊本県、鹿児島県と沖縄県



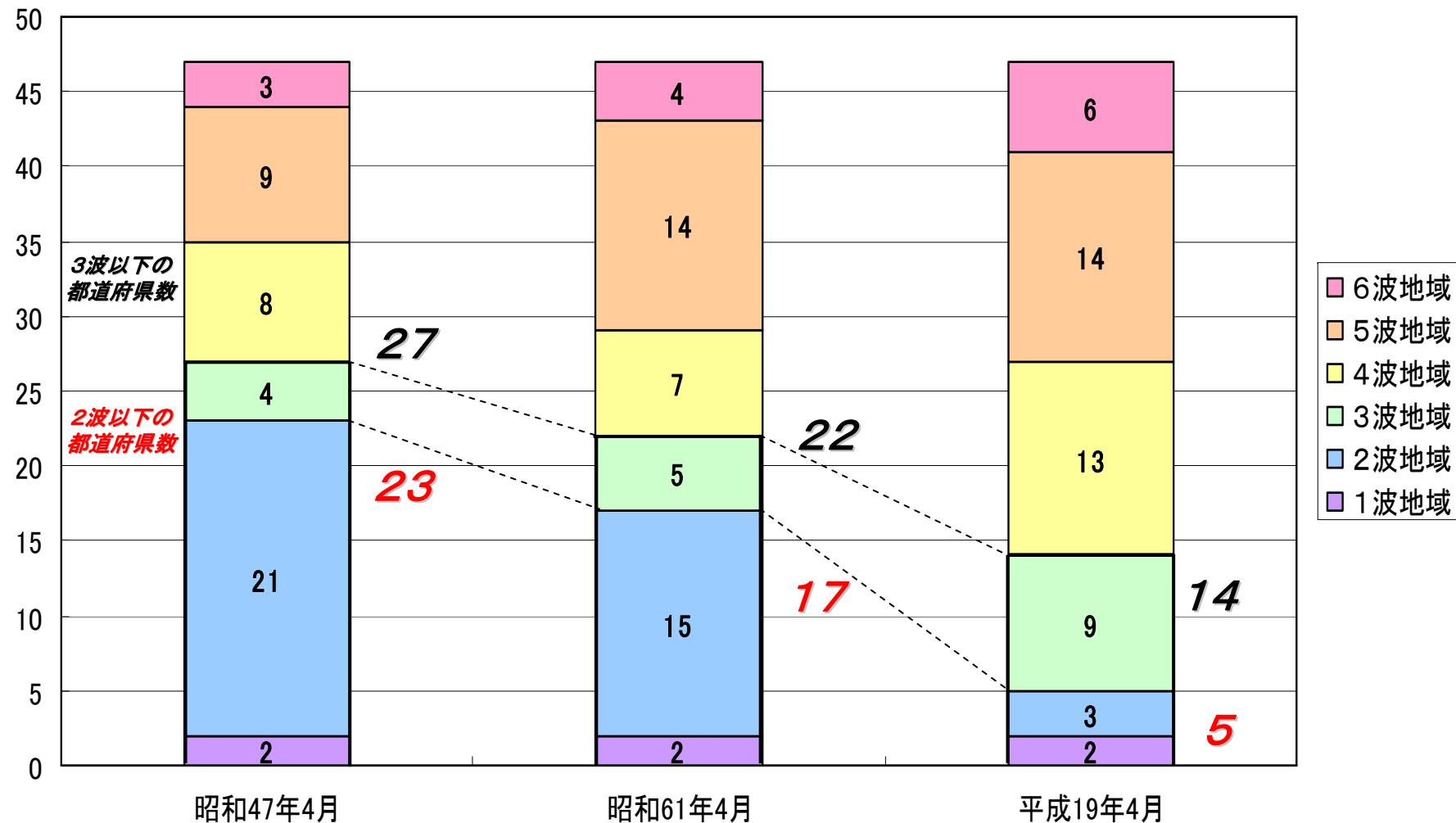
地上放送におけるネットワークの状況



都道府県単位の地上テレビジョン放送の普及状況



(単位:都道府県地域)





3 著作権制度關係



著作権法上の許諾との関係

著作権法上の権利との関係

- 再送信にあたっては、有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者から、有線テレビジョン放送法の同意とは別に、著作権法上の著作権・著作隣接権の許諾を得る必要がある。
- また、再送信を行う有線テレビジョン放送事業者は、番組に含まれる著作物（音楽、脚本等）について、著作権に関する権利処理を行う必要がある。
- 過去の国会審議においては、有線テレビジョン放送法の同意制度と著作権法の著作隣接権制度は、別個の制度であると答弁されている。

過去の国会答弁

《第104回国会参議院通信委員会（昭和61年5月13日）文化庁岡村政府委員答弁》

「有線テレビジョン放送で認められております同意の制度と、それから著作権法で規定しております著作隣接権制度というのは全く別個の制度、権利でございます。したがいまして、理論上は著作隣接権は著作隣接権として許諾権でございますからノーと言うことは可能でございますけれども、ご承知のとおり著作権あるいは著作隣接権というのは、権利者の権利を保護すると同時に、これは文化的所産でございますので国民の多くの方々に利用していただくということによって初めて重要な意味をもつ。したがって、公正な利用ということについてもその法律の趣旨の中にはあるわけでございます。」

《第104回国会参議院文教委員会（昭和61年5月15日）郵政省濱田政府委員答弁》

「この再送信同意制度というものの目的でございますが、これは放送事業者の放送の意図を保護することによりまして放送秩序の維持を図るというところにポイントがあるわけでございます。したがいまして、著作権制度とはその制度の趣旨を異にしておるというふうに私ども考えております。この再送信制度の関係での裁定が、著作権法上の著作権とか著作隣接権に影響を与えるものではないというふうに私ども考えております。」

《第104回国会参議院文教委員会（昭和61年5月15日）文化庁加戸政府委員答弁》

「これは、今郵政省から御議論ありましたように、実態的なトラブルもないし、また、そういうケースも考えられないということでございますが、理論的可能性として、放送事業者の同意が拒まれたために、有線テレビジョン放送法上の同意の許可が郵政大臣から与えられたにもかかわらず、著作権法を理由に放送事業者がCATVに許諾をしないというようなことが起き得るとすれば、それはまさに財産権の乱用でございまして、みずからの首を絞めるわけでございまして、その事態になれば文化庁としては、裁定ではなくて、放送事業者の隣接権を廃止するというような決意でも持たなきやならぬ事柄ではないかというふうに考えております。もちろんこういうことは理論上の可能性だと思います。」

著作権法上の地上放送の再送信に係る規律



地上放送を再送信するためには、放送番組に係る全ての権利処理を行う必要。

①放送事業者が有する有線放送に関する権利

		著作権法に基づく許諾の要否	契約形態
自ら制作した放送番組についての権利	著作権	許諾必要（著作権法第23条）	個別契約 (ただし、現在、対価請求を留保している模様)
有線放送させる権利	著作隣接権	許諾必要（著作権法第99条）	個別契約 (ただし、現在、対価請求を留保している模様)

②放送番組に含まれる著作物の原権利者が有する有線放送に関する権利

		著作権法に基づく許諾の要否	契約形態
著作権	文芸 (原作者・脚本家)	許諾必要（著作権法第23条）	年間包括契約による支払い (5団体ルールによる一括処理) (注2)
	音楽 (作詞家・作曲家)	許諾必要（著作権法第23条）	年間包括契約による支払い (5団体ルールによる一括処理) (注2)
著作隣接権	レコード (レコード製作者)	許諾不要 ただし、報酬請求権有り (著作権法第97条) (注1)	— (注3)
	実演 (演奏家、歌手 俳優等)	レコード実演 映像実演	許諾不要 ただし、報酬請求権有り (著作権法第95条) (注1) 許諾不要 ただし、報酬請求権有り (著作権法第92条、第94条の2) (注1)

(注1) 上記の下線部分については、第165回臨時国会において成立し、平成19年7月1日から施行。

(注2) ただし、5団体に加入していない権利者については、年間包括契約ではカバーできていない。

(注3) 年間包括契約の締結に向け、(社)日本ケーブルテレビ連盟と各権利者団体が交渉中。

著作権法上の再送信に関する特例規定



著作権法においては、再送信に関して、非営利無料の場合及び義務再送信の場合に特例規定がある。

(1) 非営利無料で再送信を行う場合

著作権法第38条第2項等により、非営利無料で再送信を行う場合は、放送に係る著作権・著作隣接権は働かない。

著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）

第38条（略）

2 放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、有線放送し、又は専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。

3～5（略）

第102条 第三十条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十二条の二まで並びに第四十四条(第二項を除く。)の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第二項及び第四十七条の三の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演又はレコードの利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第百条の三」と、第四十四条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替えるものとする。

2～7（略）

(2) 義務再送信の場合

著作権法第99条第2項により、有線テレビジョン放送法第13条第1項に基づく義務再送信の場合は、放送事業者の著作隣接権は働かない。

著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）

第99条 放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する。

2 前項の規定は、放送を受信して有線放送を行なう者が法令の規定により行なわなければならない有線放送については、適用しない。



いわゆる5団体ルールについて

いわゆる5団体ルールについて

- 再送信に関する原権利者に対する著作権処理については、日本ケーブルテレビ連盟が交渉窓口となり、以下の権利者団体と年間包括契約を結んでおり、「5団体ルール」と呼ばれている。
 - ・協同組合日本脚本家連盟（日脚連）
 - ・協同組合日本シナリオ作家協会（シナ協）
 - ・社団法人日本文芸著作権保護同盟（文芸保護同盟）
 - ・社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）
 - ・社団法人日本芸能実演家団体協議会（芸団協）
- 個々の有線テレビジョン放送事業者は、この年間包括契約に基づき、各権利者団体に支払いを行っている。

<使用料算定式>

区域内再送信（A）： 前年度収入 × 0.015% × 区域内再送信のチャンネル数

区域外再送信（B）： 前年度収入 × 0.09% × 区域外再送信のチャンネル数

著作物使用料 = (A) + (B)

ただし、(A) + (B) の合計が前年度収入の0.35%を超える場合は、0.35%とする。



4 その他

電気通信事業紛争処理委員会について



○ 概要

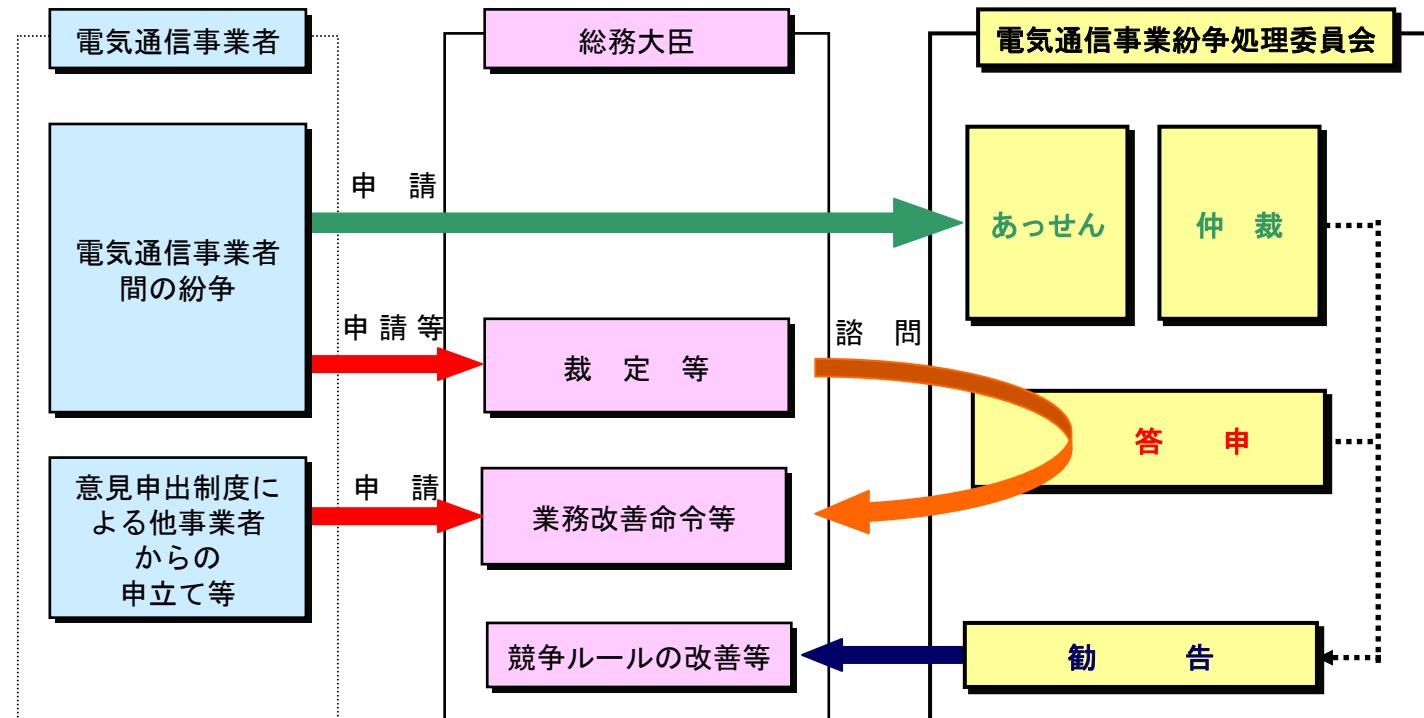
事前規制からルール型行政への移行に伴い、電気通信事業者間の接続等に係る紛争の迅速かつ効率的な処理を図るため、平成13年11月30日、総務省に電気通信事業紛争処理委員会を設置

○ 組織

- ・許認可部門から組織的に独立した委員会（国家行政組織法第8条に基づく機関）として設置
- ・両議院の同意を得て総務大臣が任命する5名の委員により構成
- ・紛争処理手続に参与させるために7名の特別委員を総務大臣が任命

○ 紛争処理手続等の充実

- ・接続等の事業者間の協議について、簡易で迅速な当事者間の合意形成を促進するための「あっせん」や「仲裁」手続を実施
- ・接続の協議開始命令や裁定、料金変更命令等について、総務大臣から諮問を受け、審議・答申
- ・紛争処理等に関して、総務大臣に対する勧告権限





＜参考＞第2回研究会での両連盟からの意見①

	日本ケーブルテレビ連盟の意見	日本民間放送連盟の意見
再送信同意制度の意義	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に放送事業者の事項である。CATVがとやかくいうのは適切ではない。 マストキャリーの場合は別として、大事な放送番組を勝手に再送信できるようにするのは問題と思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 大臣裁定制度と<u>不整合</u>な点が問題。
裁定制度の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <u>一定のルールのもと、それに基づき民民で解決できるのがよい。ただ、それでも解決できないような場合のため、大臣裁定又は同様のものが必要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> (・ 地域免許制、著作権法と不整合であり、立法事実は消滅している。「同一性の保持」にのみ着目する偏ったものであり、抜本的に見直すべき。) 民民の協議に委ねるべき
裁 定 の 判 断 基 準	<p>地域性の観点 (遠隔地間の区域外再送信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>近隣の地域に限定し遠距離は考えていない。</u>) ・ 例えば東京と北海道間ではコストが高くなりすぎ考えたこともない。 	<ul style="list-style-type: none"> (・ 「民放3波以下の地域への配慮」「<u>地理的・文化的・経済的な一体性</u>」「再送信先の民放事業者の考え方の確認」等が考えられる。)
	<p>県域免許制との整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 維持するのが適当。ただし、<u>文化・生活圏が一本化した場合等区域外のニーズがあるところは、弾力的に認めるべき。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> (・ 「区域外再送信が行きすぎた場合には、この「地域免許制度」は形骸化し、特に「県域」を基盤とするローカル民放局の経営を危うくし、「地方の放送文化」「地域に根ざした放送サービス」の維持発展を難しくする。」)
地元局経営の観点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間放送事業者との共存共栄。) ・ CATVは地形難視、都市型難視の解消等で地上放送の補完的機能をはたし、放送事業者とは手を携えてきた。 ・ 地上放送デジタル化についても、放送事業者の置局計画を補完できればと考えている。 ・ 両者間で番組面での協力も行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> (・ 「民放3波以下の地域への配慮」「地理的・文化的・経済的な一体性」「<u>再送信先の民放事業者の考え方の確認</u>」等が考えられる。) 経営的な影響の問題から地元局の納得が必要。 ・ 大分民放3局のシミュレーションでは18億円の逸失収入。



＜参考＞第2回研究会での両連盟からの意見②

	日本ケーブルテレビ連盟の意見	日本民間放送連盟の意見
裁定数の観点 (視聴者のニーズ対応等)	<ul style="list-style-type: none"> 原則として「アナログで見られていたものはデジタルでも見られる様に」 区域外再送信は専ら視聴者ニーズに対応するため。 	<ul style="list-style-type: none"> 「民放3波以下の地域への配慮」「地理的・文化的・経済的な一体性」「再送信先の民放事業者の考え方の確認」等が考えられる。) <u>区域外のニーズがあるのは分かるが、4波ある地域は地元の系列局を見てほしい。</u> <u>少数チャンネル地域で区域外のニーズがあるのは分かるが、だからといって全てOKということではない</u>(視聴者ニーズも踏まえ可能な限り協議に努めている。)。 放送事業者としての視聴者ニーズの対応は、放送対象地域内の視聴者に放送を届かせること。
金銭事項の観点 (著作権料等の支払い等)	<ul style="list-style-type: none"> <u>著作権料について放送事業者等から請求されれば支払う。また、著作権料以外についても、納得性があれば、協議に応じる。</u> <u>地元局への適切な補償負担についても、協議に応じる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>対価請求は留保</u>。CATVと民放は放送普及の「車の両輪」ということもあって、<u>請求していない</u>。 有線法と不整合な点が問題。
アナログ受信者の利益保護	<ul style="list-style-type: none"> 原則として「アナログで見られていたものはデジタルでも見られる様に」 	<ul style="list-style-type: none"> デジタルだから不同意ということではなく、もともと系列局が増加していること、デジタル化投資の負担等から、見直したい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 当初は全て同意。その後不同意。放送事業者から納得できる不同意の理由説明がないので視聴者に説明できないし、また、放送事業者を悪者にすることもできず、再送信を継続してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 違法再送信を早急に中止すべきであり、そのために国は適切な措置を行うべき。)
両団体間の協議の実施	<ul style="list-style-type: none"> <u>賛成</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>賛成</u>。

注：（ ）は提出資料からの引用